

愛知県在宅重度障がい者手当について

在宅で生活している重度障がい者に対し、在宅重度障がい者手当を支給します。所得制限を超えている方は支給停止となります。

対象

次の(1)から(4)のすべてに該当する方

- (1)愛知県内在住
- (2)身体障がい者手帳1・2級若しくは療育手帳A判定又は身体障がい者手帳3級かつ療育手帳B判定を所持している方
- (3)福祉施設、介護保険施設（療養型病床群を含む）に入所していない方（短期入所は除く）又は病院等に3か月継続して入院していない方
- (4)障がい児福祉手当、特別障がい者手当又は経過福祉手当を受給していない方

内容

- ・身体障がい者手帳1・2級かつ療育手帳A判定
月額15,500円
 - ・身体障がい者手帳1・2級又は療育手帳A判定
月額6,750円
 - ・身体障がい者手帳3級かつ療育手帳B判定
月額6,750円
- 〈支給時期〉年3回支給（4月、8月、12月）

申請方法

愛知県在宅重度障がい者手当を申請するためには次の書類が必要です。

- ・本人名義の通帳
- ・新規申請書

（窓口にてご記入いただきます。）
（備考）東栄町において所得状況が確認できない方は、所得課

税証明書の提出を依頼する場合があります。

問合せ先

福祉課 社会福祉係

TEL・76・1815

Live119運用開始について

令和7年5月1日より、東三河全域で映像通報システム「Live119」が運用開始されます。Live119とは、通常の119番通報に映像を加えることで、より正確な情報をリアルタイムに伝えることができる新しいサービスです。災害現場の状況を瞬時に把握することで、迅速な消防活動に役立てることが期待できます。

問合せ先

新城市消防署 警防管理担当

0536・22・4805



行政相談委員を 退任された伊藤孝さんへ 感謝状を贈呈



令和7年3月31日をもって行政相談委員を退任された伊藤孝さんに、中部管区行政評価局長より総務大臣感謝状の伝達が行われました。

伊藤さんは、平成7年に行政相談委員に就任して以来、住民と行政のパイプ役として30年もの長きにわたり行政相談委員を務められました。

これまでの功績に深く感謝し、今後益々のご活躍を期待いたします。行政相談委員は行政相談法に基づいて総務大臣から委嘱された民間有識者で、国民から広く行政に関する苦情や意見・要望を受け付け、相談者への助言や関係機関への連絡を行います。

4月1日からは東栄町担当の行政相談委員に長谷五子さん（本郷）が就任されました。

精神科医による こころの健康相談

○日時 令和7年5月9日（金）
午後1時30分～3時30分

（要予約）
○場所 新城保健所 相談室
○相談内容（例）
気分が落ち込む、眠れない、お酒を飲みすぎてしまう等の心の不調相談（ご家族からの相談も可能です）

申込み・問合せ先

新城保健所 地域保健・こころの健康推進グループ

0536・22・2205

事業主の皆様へ 令和7年度 雇用保険料率について

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの雇用保険料率は以下の通りです。

○失業給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5.5/1,000です（農林水産・清酒製造事業・建設事業の労働者負担は6.5/1,000です）。

○雇用保険二事業（雇用安定事業・能力開発事業）の保険料率（事業主のみ負担）も、3.5/1,000です（建設の事業は4.5/1,000です）。

詳細は、愛知労働局またはハローワーク新城にお問合わせください。

問合せ先

ハローワーク新城

0536・22・1160